**令和８年（フ）第９０号**
和歌山市打越町４番29号　グリーンヒル打越101号室、前居所和歌山県有田市宮原町新町195－１、前住所和歌山市つつじが丘３丁目16番地10
破産者　川口佳佑樹
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（フ）第５号**
広島県廿日市市大野1905番地28
破産者　品川　真輝
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第３９４号**
広島県東広島市八本松町飯田783番地13
破産者　脇田　愛花
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第３０７号**
福岡市南区平和２丁目９番９－406号　マジェスティ平和
破産者　藤尾　一光
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第３６３号**
福岡市城南区松山２丁目34番20―105号　クレール七隈
破産者　本鍋田博樹
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第６８５号**
福岡市南区塩原４丁目11番21―501号　ネオポリス大橋
破産者　冨永　珠寧
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第８０３号**
福岡市博多区博多駅南４丁目15番11―602号　第５ケイコーマンション駅南
破産者　占部　智子
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第８２２号**
福岡市東区千早４丁目15番12―407号　ザ・リンドス
破産者　大上比香里
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第９０３号**
福岡県春日市日の出町４丁目30番地　シティベール春日202号
破産者　鴨井　裕治
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１５２号**
北九州市八幡西区小嶺台４丁目３番15号
破産者　安永　宣之
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第１９４号**
北九州市若松区浜町２丁目18番２号
破産者　山田食堂こと山田　陽子
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第３５６号**
北九州市若松区今光２丁目４番18―202号
破産者　宗像　聡陽
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第２０８号**
大分市大字三芳1215番地の１　リリパットアーミーA102
破産者　江上　哲司
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第２１８号**
宮城県多賀城市伝上山４丁目12番24号
破産者　沼沢　悟
１　決定年月日　令和８年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第８３号**
福島県郡山市逢瀬町多田野字十文字14番地
破産者　五十嵐佑治
１　決定年月日　令和８年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和７年（フ）第５７８号**
静岡県藤枝市時ケ谷569番地の10、旧住所静岡県焼津市藤守2608番地の２
破産者　長坂　祥吾
１　決定年月日　令和８年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第７９８号**
広島県廿日市市四季が丘上６番地１
破産者　ＯＮＥ　ＰＬＵＳこと　甲府　和也
１　決定年月日　令和８年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第６号**
長崎県雲仙市吾妻町布江名655番地３
破産者　松尾　　凌
１　決定年月日　令和８年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

**令和８年（フ）第４３号**
大分県宇佐市大字長洲3064番地の10
破産者　大潟　貴史
１　決定年月日　令和８年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

## 免責許可決定

**令和８年（フ）第８７６号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋197－１　サンライフＧ－201号、住民票上の住所福岡市東区箱崎１丁目４番26―602号　アクロス箱崎ステーションプラザ
破産者　中村瀬里奈
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部